

平成23年10月18日(火) 13:30~16:00

第2回 平成23年7月新潟・福島豪雨での只見川等の災害に関する情報連絡会 議事要旨

1) 平成23年7月新潟・福島豪雨について

福島県(以降県): 電源開発の洪水痕跡図は、地役権設定高及び用地買収高が記載されているが、東北電力の洪水痕跡図には記載されていない。

東北電力(以降東北): 用地買収高は当初図面に記載していたが、箇所によって高低があり、図が見にくくなってしまう。基本的に用地は川筋対策高を目標に買収を行っているので、実際の買収高よりも川筋対策高を記載した方が理解が得られるのではないかと考えこのような記載とした。

県: 出席されている関係市町村の中で、買収高を確認したい所もあるのではないかと。要望があれば対応は出来るのか。

東北: 市町村の意向に応じて、対応は考える。

西会津町: 出来れば入れてもらいたい。また今回洪水痕跡図は片門ダムまでであるが、出なかった理由は。

東北: 作業がまだ間に合っていない。上流から順に作業を進めているため、今後となる。

県: 現在のダムで考えれば、設計洪水流量はかなり大きく取ることになっている。旧法上のダムではあるが、当時の設計洪水流量の考え方は。

電源開発(以降電発): ダムによって異なるが、概ね100年に1度の確率によって発生する流量として設定している。

東北: 当時の雨量等のデータから、1平方キロあたりの単位流量を設定し流域面積をかけた値を設計洪水流量として決めている。

2) ダム操作について

県：予備放流方式を採用しているダムの中に、大鳥ダムが記載されているが。

電発：大鳥ダムは予備放流を行うダムではない。第4類のダムであるが予備放流方式に準じた操作を行うので、同じ分類にされたのではないか。

県：只見ダムについて、操作規程通りに読むとすれば、全て“ ”ということにはならないのではないか。(ダム放流の際の関係機関への通知・一般に周知させるための措置・洪水警戒時における措置)

電発：只見ダムの実際の操作について、ダム放流を判断したのは、午前11時半。その時点での流入量は奥只見発電所の発電使用水量とほぼ同量の約300 m³/sであり、ダム水位も安定しており、流入量が急激に増加する傾向は見られなかったが、上流の奥只見でかなり降雨があり、田子倉でも降雨があったためダム放流の開始を決めた。その時点での放流開始は13時00分を予定していた。(通報時刻12時02分)

しかし、田子倉で時間雨量45mmの降雨があり、通常であれば、只見ダムは田子倉ダムの直下であるので、水は出ないと考えるかもしれないが、只見ダムに小戸沢という非常に大きな支流があり、この沢は田子倉で観測した雨量がそのまま流量として出てくる性質をもった沢である。田子倉ダムは当時放流を行っていなかったが、この沢からの流入によって流入量が急激に増加し、放流開始の前倒しを行わないと間に合わない状況となったため、12時35分にダム放流を開始した。またこの時点でダム放流を開始しないと、常時満水位を超える状況になっていた。

只見ダムの予備放流水位は、洪水を処理するための水位ではなく、予備放流水位まで水位低下を行ってゲートを全開にした場合、洪水量である1,000m³/sを吐くことの出来る水位となっている。予備放流水

位まで水位を下げるため、ゲート放流を行っていったが、直ぐに流入量が洪水量に達した。またこの時点での伊南川の水量が、平成 16 年の出水で記録した最大流量よりも更に大きい流量を記録していた。そこにさらに只見ダムが水位低下の為に放流を続けると、只見町内の伊南川と只見川の合流点でさらに流量が増え危険が及ぶ状況だった。後からの計算ではあるが、仮に水位低下を行おうとした場合、更に 500m³/s 以上上乘せして放流しなければならなかった。よって、ゲートを全開とするよりも、部分開で放流量を調整した方が安全であると考えた結果、このような操作を行った。

県：放流操作は簡単な操作なのか。

電発：簡単な操作とは言えない。難しいものである。

県：理由は色々あったにせよ、ダム操作規程と比較すると、良いという話にはならないのではないかと。検証の結果について再度伺いたい。

国：操作規程においては、洪水警戒時に至った時に、貯水位が予備放流水位を超えているときは、調整池から放流を行う。貯水位が予備放流水位と等しくなった以降においては、流入量と相当する流水を調整池から放流することと、全てのダムにおいてというわけではないが、記載されている。今回只見ダムにおいては、貯水位が予備放流水位を上回っていたので、貯水位を低下させる為の操作は実施されている。また、流入量の急激な増加があったこともあり、予備放流水位に低下させる途中で、流入量に相当する流水を調整池から放流している。また事実関係として、只見ダムの放流開始は 29 日 12 時 35 分であるが、その上流にある田子倉ダムでは、放流開始はその 2 時間後となっており、田子倉ダムの 2 時間前に只見ダムが放流を開始している点も勘案し、“ ” となった。

県：滝ダムの流入量と放流量についてで、最大流入量と最大放流量で約 900m³/s の差があるが、これは貯留していたのか。実際にこういったことは可能なのか。

電発：ハイドログラフ上も水位が急激に上昇しており、計算上はそういった形になる。

県：何か引っかけたということではないのか。洪水吐が飲みきれなかったからということとは。

電発：単純に一時的な水位の上昇である。最大流入量・放流量のどちらも物が引っかかっていない状況のものである。

県：滝ダムの設計洪水流量は 5,100m³/s であるが、それを 2,000m³/s 弱上回っているのだからこういった水位上昇もあるということか。

電発：流量が多いから貯留が出来るということではないと考えるが、流入量の大小に関係なく、一時的に大きく水位が急激に上昇した場合には、こういったケースも考えられる。

県：予備放流方式のダムが予備放流水位まで水位を下げていた場合、設計洪水流量を迎えたときには設計洪水位を各ダムは超えないのか。

電発：滝ダムについてはそうである。

東北：必ずしも各ダムがそうであるとは言えない。但し、出来る限り新しいデータを元に対応を行っている。

只見町：住民の方々からの話として、サイレンが聞こえなかったという声がある。操作規程通りにやったから良いというのではなく、操作規程そのものを含めた評価がこれから先行されるのか。

電発：当社としても、今後の改善に向けて、こういった方法が有効なのか只見町とも相談の上、対応していきたい。

西会津町：下流3ダム（豊実・鹿瀬・揚川）についても、操作実施状況の資料を提供してもらいたい。

東北：個別に対応する用意はある。

国：本名ダムの流入量について、洪水痕跡図に流入量が記載されているが、操作記録上は欠測となっている。この違いは。

東北：本名ダムの洪水痕跡図における流入量は、下流の上田ダムの流入量をベースに本名ダムと上田ダム間の残流域の流量を差し引きし、換算している。

3) 災害復旧について

質問事項特になし

4) 発電施設について

只見町：伊南川発電所と大津岐発電所の状況は。

東北：伊南川発電所は発電していない。

電発：大津岐発電所は被災がないため、通常運用している。

只見町：今後の検証については、電気事業者だけでなく、河川管理者・国・地元自治体が一体となって、透明性のある中で検証が行われるようお願いしたい。住民の安全安心のためにも、今後もこのような形でお願したい。

県：滝ダムの上流部については、只見川本川から伊南川にかけて大きな氾濫が起きているので、大規模な工事になるかと思うが、抜本的な対策を行っていく。

黒谷川と叶津川については、災害関連事業等を導入し、年内の策定に向けて努力している。

国：検証については、再度災防止の観点から主体的には電力事業者に検証してもらうが、当然その中に許可権者である国、河川管理者である福島県も入り、必要であれば地元の皆さんにも入って頂く中で、検証の体制は整えて進めていきたいと考えている。

県：電源開発の検証スケジュールの中で、滝ダム上流部については記載

があるが、ダム下流部については。スノーシェッドの関係もあり、滝ダムからの減勢工等を考えていないのか。

電発：現段階では対応は考えていない。

県：検討してもらいたい。川は1本なので事業者ごとに分かれるのではなく、検証は上下流合わせて行って欲しい。

東北：今現在も電源開発と協力して行っているところであり、今後もそのように対応する。

5) 意見交換

県：今後今回の資料について、時間を取って意見を集約できるようにした方が良い。

国：次回の情報連絡会に繋げられるよう、意見交換は図っていきたい。但し無制限に時間を設定することは取りまとめも出来ないなので、ある程度の期限を設けて意見の集約を今後行いたい。

西会津町：次回の連絡会の日程は。出来れば具体的な日程を決めて欲しい。12月は議会がある。

国：今現在は特段決まった定期的な会議ではないので、各機関の進捗状況や災害査定が目途が付いた段階等で考えている。11月下旬頃で開催を考える。

金山町：質問があった場合の窓口は。

国：阿賀川河川事務所が担当する。